

記録突合等費用の業務経理への 繰入特例延長(厚年、意見募集開始)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につきましては平成20年度、平成21年度と特例措置が講じられましたが、当該措置を平成23年度末まで延長する旨の意見募集¹が開始されました。

- 1 厚生年金基金規則の一部改正(通知改正²については別途意見募集が行われる予定)
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090257&OB.JCD=100495&GROUP=>
- 2 「年金経理から業務経理への繰入に係る特例的扱いについて」平成20年3月28日年発第0328001号

【ご参考】平成20年度・21年度の特例措置の概要

1. 繰入れの使途(以下に限定)

- ・ 社会保険庁の被保険者原簿と基金の加入員原簿の突き合せ
- ・ 加入員等に対する記録等の提供
- ・ 裁定請求の勧奨および住所管理

財政弾力化措置(掛金引上げ猶予・下方回廊方式)を踏まえた更なる繰入れ要件の緩和が検討されている模様です。

2. 繰入れ要件(以下のいずれかに該当)

- (1) 直前の財政検証結果において継続基準に抵触せず財政計算を行わない場合
 - ア 必要な掛金の引上げを実施していること
 - イ 非継続基準に抵触していない、もしくは抵触しても必要な掛金手当ての申請を行っていること
 - ウ 財政運営基準に基づいた財政計算を実施していること
- (2) 上記(1)以外の場合
上記(1)のイ・ウおよび継続基準を満たすために必要な掛金引上げの認可申請を行っていること

3. 繰入れ限度額

- ・ 上記「2.(1)」の場合: 直前の財政検証の「純資産 + 許容繰越不足金 - 責任準備金」
 - ・ 上記「2.(2)」の場合: 財政計算後の「純資産 + 許容繰越不足金 - 責任準備金」
- いずれの場合も繰入れ予定額控除後で非継続基準に抵触しないこと(自然回復でも可)
一定条件のもと健全な年金財政運営に影響がない範囲で、上記繰入れ限度額の超過も可能

以上



三菱UFJ信託銀行